

(平成24年1月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

私は、地区の集金人が来たときには必ず国民年金の保険料を納付していたので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、オンライン記録によると、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人が保険料を集金人に納付したとする方法は、当時、申立人が居住していた地区の収納方法と合致するなど、申立内容に不自然さは無く、申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年3月まで

私は、昭和47年頃に特例納付書が郵送されたとき、それまで未納であった国民年金保険料を金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年頃に特例納付書が自宅に郵送され、その納付書により、それまで未納であった申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付したと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、当時、申立人が居住していたA市を管轄する社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は50年4月に同市で払い出されており、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳によると、44年4月に国民年金被保険者資格を遡って取得したことが確認できることから、申立人は50年4月頃に国民年金に加入したものと考えられる上、申立期間中に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、昭和47年頃から前述の手帳記号番号の払出し時期までは国民年金に未加入であったと判断されることから、社会保険事務所から申立人に対して郵送で特例納付に係る納付書が発行されたとは考え難く、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA市の国民年金被保険者名簿に、特例納付したことをうかがわせる記載も無い。

さらに、特例納付書が郵送されたとする昭和47年頃は、確かに、第1回特例納付の実施期間（昭和45年7月から47年6月）であったものの、納付対象期間は36年4月から45年6月までであり、申立期間の大半は納付することができない上、申立人がその際に納付したと申述している保険

料額（2万4,000円）は、特例納付により納付可能な44年4月から45年6月までの分の保険料額（6,750円）と大きく異なっている。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年12月1日まで
昭和25年に結婚したことを契機に、A社B所に勤務していた義父の紹介で、26年4月に同社に入社した。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申述内容及び元同僚の証言により、申立人が申立期間について、A社B所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の後継事業所であるC社D所に照会したところ、「当社が保管している年金記録台帳によると、申立人について、昭和27年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことは確認できるが、それより前の資格の取得については確認できなかった。」と回答している。

また、申立人が、一緒に勤務していたと申述している元同僚の中に、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できない者がいる上、複数の元同僚から「厚生年金保険に加入させてもらえない期間があった。」との証言が得られたことなどから、同事業所の事業主は、従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは考え難く、申立人のみの被保険者記録が欠落している事情は見当たらない。

さらに、当該事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない上、同被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無いなど、申立期間において、事業主により申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出が行われた形跡はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 5 月 2 日から 9 年 5 月 1 日まで

A社在職中にB社にも在籍しており、両方から給与を支給されていたが、両事業所の標準報酬月額が合算されていない。申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B社及び同社の関連会社であるA社の両事業所から給与を支給されていたが、給与支給額の少ないA社の標準報酬月額しか記録されておらず、標準報酬月額が合算されていないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、B社の厚生年金保険の新規適用日は、平成9年5月1日であり、申立期間には適用事業所になっておらず、申立人から提出された同社に係る6年12月分及び7年3月分の給与明細書においても、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当時の経理担当者は「B社のC部門を担当していたA社が先に適用事業所になった。申立人は申立期間において両事業所に在籍していたが、A社の給与のみ厚生年金保険料を控除し、B社の給与からは控除していない。」と証言している。

さらに、申立人が保管しているA社に係る平成7年1月分、同年3月分及び9年4月分の給与明細書によると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録による標準報酬月額と一致しており、申立人と同時期に同社に在籍していた被保険者4人の標準報酬月額を比較して

も、申立人のみが低額である状況はうかがえない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。